

事務連絡
令和3年3月22日

各都道府県
財政担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「協力要請推進枠」の緊急事態措置の終了に伴う経過措置等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）における「協力要請推進枠」については、令和3年2月26日の緊急事態宣言の区域変更に合わせて、緊急事態措置を実施すべき区域から解除された都道府県に対する経過措置等について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の解除都道府県に対する経過措置等について」（令和3年2月26日付事務連絡。以下「2月26日事務連絡」という。）において、各都道府県あてにお知らせしたところです。

昨日、3月21日をもって、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置が終了しました。

このことを踏まえ、臨時交付金の「協力要請推進枠」の算定に関し、緊急事態措置の解除後の都道府県に対する経過措置等について、下記のとおり取り扱うこととします。なお、改正版の制度要綱等の詳細な資料は、近日中に別途通知します。

記

1. 緊急事態措置の終了後の都道府県に対する経過措置等

(1) 緊急事態措置の終了後の都道府県に対する経過措置

今般、緊急事態措置が終了したことに伴い、緊急事態措置区域から解除された都道府県（以下「解除都道府県」という。）について、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）においては、「6）緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等」として、

- ・「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」こと
- ・「法第24条第9項に基づく飲食店に対する営業時間の短縮の要請については、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。なお、営業時間及び対

象地域等については、地域の感染状況等に応じ、各都道府県知事が適切に判断すること。併せて、業種別ガイドラインを遵守するよう、引き続き要請すること。これらの要請に当たっては、引き続きできる限り個別店舗に対して働きかけを行うこと」

・「政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する」こととされていることを踏まえ、解除都道府県が、今後も営業時間短縮要請等を実施する場合に、次のとおり経過措置を講じることとする。

ア 解除都道府県が、3月22日以降、営業時間短縮要請等を実施する場合に限って、1日あたりの協力金等の金額の上限を、「21時まで」の要請を行う場合は「4万円」、「21時より遅い時間まで」の要請を行う場合は「2万円」とすること

イ アの措置は、感染状況等を踏まえ、4月21日までの取扱いとすること

(注) 4月22日以降については、別途定めることとする。

なお、各都道府県ごとに、協力金の支給総額の「平均」が1日あたり4万円（又は2万円）を超えない範囲で、事業規模の区分に応じて、協力金を支給することも、引き続き、可能とすることとする（従来の「上限額」としての単価から、「平均額」としての単価に変更。）。

(例(4万円の場合): 売上高等の事業規模に応じて、小規模事業者に2万円、中規模事業者に4万円、大規模事業者に6万円を支給 等)

また、全国の感染状況に大きな影響を及ぼす首都圏が段階的緩和の途上である中にあることは、全国的にも警戒を緩めるべきではないことから、上記の経過措置(ア、イ)は、解除都道府県だけでなく、全ての都道府県について適用することとする。

(2) 働きかけ活動等の推進

働きかけ活動等の推進については、2月26日事務連絡及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の緊急事態宣言の期間延長に伴う留意事項等について」(令和3年3月5日付事務連絡。以下「3月5日事務連絡」という。)において、解除都道府県で、「21時まで」の要請を行う場合であって、1日あたりの協力金等の金額の上限を、「4万円」とする経過措置を適用することとした団体については、引き続き、働きかけ活動等の実施計画を提出するとともに、働きかけの実施状況等を報告していただいたところ。

今般、上記1.(1)の措置を適用する都道府県(21時までの要請を行い4万円の支援を行う都道府県)については、感染の再拡大を防止するため、営業時間短縮要請等やガイドライン遵守を働きかける必要性が高いことから、特措法担当大臣との協議の際に、別添様式に基づき、働きかけ活動等の実施計画を提出するとともに、働きかけの実施状況等を報告することとする。

2. 営業時間短縮要請と業種別ガイドライン遵守状況について

2月26日事務連絡において、解除都道府県に対し、営業時間短縮要請に係る働きかけと併せて、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を、できる限り個別店舗に対して働きかけていただいていたところ。

今後、歓送迎会等の飲食の機会を伴う行事が集中する時期であること踏まえ、感染の再拡大が懸念される。したがって、こうした行事に対する自粛の呼びかけ等の注意喚起を行うことに加え、飲食の場における感染の伝播を防止するために、「業種別ガイドライン」の遵守、とりわけ、

- ・アクリル板の設置
 - ・CO₂濃度センサーを活用した換気状況の確認
 - ・会話時におけるマスク着用の徹底
- 等が引き続き重要である。

したがって、上記1.(1)の措置を適用する都道府県においては、上記2.(2)の働きかけ活動等を行うに当たって、ガイドラインの遵守を個別店舗に働きかけることとする。

(照会先)

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 佐藤・星・波賀野・上坂

直通 03(5501)1752

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・高橋・石田・廣瀬・山野・鈴木・矢部

直通 03(6257)3086